



沖縄の今帰仁城跡
撮影者：原正和

残暑お見舞い申し上げます。

日本初の女性弁護士の一人であり、女性初の判事・裁判長となった三淵嘉子さんがモデルとなったドラマが放送され、話題になっています。

三淵嘉子さんが高等文官司法科（現在の司法試験）に合格したのは1938年のこと。その後、弁護士試補の修習を終え、1940年に日本初の女性弁護士となりました。

終戦後の1947年、三淵さんは司法省民事部に入省し、民事・家事審判法の立法作業に携わり、家庭裁判所の設立にも関与しました（家庭裁判所は、GHQの要請でわが国でも設置が求められたものでした）。

1949年、三淵さんは女性として二人目となる判事補に任用され、1956年には家庭裁判所所長に就任、その後も各地の家庭裁判所で所長を歴任し、1979年、定年退官しました。

三淵さんの、我が国初の女性法曹としての経歴は、輝かしいものです。しかし、実際には多くの困難を伴いました。

1933年までは、わが国では女性は弁護士資格を持つことはできませんでした。また、その後も、女性が大学で法律を学ぶこと自体を白眼視する風潮は残りました。三淵さんも明治大学専門部女子部法科に入学したとき、嫁の貰い手がなくなると母親に猛反対されたと、当時のことを振り返っています。

三淵さんが弁護士となった翌年には、第二次世界大戦が勃発しました。

終戦後、裁判官採用願を提出したものの、女性である三淵さんは、当初、裁判官としての採用が認められませんでした。この当時は、女性を判事に登用する前例がなかったのです。

それでも、三淵さんは、時代を恨むことなく、むしろその時代に生まれたことを感謝し、謙虚に、自分が置かれた状況でできることに取り組みました。

今年1月1日、三淵さんが設立に関与した家庭裁判所が、創立75周年を迎えました。

私たちは、現在の司法制度、裁判制度が、先人たちから受け継がれてきたものだということを今一度自覚し、今の時代の法曹として何ができるのか、何をすべきなのか、振り返りながら進んでいきたいと思えます。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 齊藤優摩

弁護士 黒田祐史

弁護士 和田知彦

弁護士 杉田峻介

弁護士 池田健人

弁護士 室谷悠子

弁護士 平林佳江子

弁護士 中江友紀

弁護士 吉川 叶

弁護士 永田 駿

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 佐用理紗／事務局一同

共同親権を含む 民法改正について

弁護士 佐用 理紗

1. はじめに

令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律が成立しました(同月24日公布)。法務省によれば、この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組及び財産分与等に関する民法等の規定を見直すものであり、令和6年5月24日の公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されるとのことです。

令和8年5月24日までに施行されることになり、大きく変わるのは、夫婦の離婚後の共同親権が導入されることです。夫婦の離婚後の共同親権の導入は、明治民法の施行以降初めてのこととなります。

2. 共同親権について

(1) そもそも親権とは？

親権の内容は、子の「身上監護」と「財産管理」とされています。

「身上監護」とは、監護・教育(現行民法820条)、居所の指定(同法822条)、職業の許可(同法823条)などです。

「財産管理」とは、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代理することなどです(同法824条)。

(2) 現行民法における取扱い

現行民法では、父母が婚姻中は、基本的に共同して親権を行います(同法818条3項)。しかしながら、父母が離婚する場合には、協議離婚の場合には協議で父母の一方を親権者と定めなければならず(同法819条1項)、裁判上の離婚の場合には、裁判所が父母の一方を親権者と定めなければなりません(同条2項)。

そのため、現在は、父母が離婚する際には、必ず父母の一方が単独親権者とならなければならないこととなります。

(3) 共同親権が導入されたら？

法務省で公開されている改正による新旧対象条文を見ると、改正後は、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。」(改正後民法819条1項)、「裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。」(同条2項)となっています。

したがって、改正後は、離婚した父母が共同親権者となることも、父母のどちらか一方が単独親権者となることも

できることとなります。全ての場合において共同親権になるというわけではありません。

(4) 判断基準

共同親権とするのか父母の一方を親権者にするのかといった判断は、基本的には、「子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。」とされています(同法819条7項)。

父母の一方を親権者として定めなければならない場合としては、「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」(同項1号)、「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、第1項、第3項又は第4項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」(同項2号)、「その他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」(同項柱書後段)と定められています。

父母の一方が親権者として指定される場合は、虐待やDV事案が想定されています。しかしながら、それ以外の場合については、総合考慮になっており、明確な基準が示されているわけではありません。

(5) 共同親権のメリット・デメリット

よく指摘されるメリットとしては、①離婚しても双方の親が子に関わる機会が増え、子がどちらの親からも愛情を受けられること、②両親が協力して子育てをするため、一方の育児負担が減ること、③養育費の支払・面会交流が促進されることなどです。

他方、よく指摘されるデメリットとしては、④虐待やDVの影響が続く危険性があること、⑤父母の教育方針等が対立し、スムーズな意思決定ができないことなどです。

(6) 共同親権についての個人的な考え・感想等

家庭裁判所調査官及び弁護士として離婚事件等に関わってきた経験からすると、あくまでも個人的な感想ですが、父母の対立が少なく、協議離婚の段階で話し合いにより共同親権を選択できる場合には、共同親権はうまく働く可能性があり、子にとってプラスが大きいのではないかと考えられます。私の感覚に過ぎないのですが、子の親権を巡る対立は、都会の方が多く、争いが深刻な気がします。奄美大島や徳之島などでは、子の数が多い場合が多く、地域みなで子を育てるといった感覚が強いためか、父母が離婚してどちらかが単独親権者になっていても離婚後の子の監護を分担しているケースは珍しくありません。

しかしながら、父母の対立が激しく、協議で離婚ができず、調停や裁判になっている場合に、仮に虐待やDV等がなければ共同親権が原則という運用になれば、父母の熾烈な対立に子が巻き込まれることになり、子に与える不利益の方が大きいような気がしてなりません。

また、親権者を決める際に父母のどちらを親権者とする



奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

この度、弁護士法人のパートナー弁護士となり、奄美の事務所の運営を担当することとなりました。パートナー弁護士への就任に伴い、大阪弁護士会の登録となりましたが、今後もライフワークとして奄美には積極的に関わっていきたく考えています。

これまでおよそ9年間、奄美で生活をしながら弁護士として行ってきた活動を振り返って、奄美における司法の役割がより充実していくために必要だと感じていることを3つあげたいと思います。

1つ目は、社会の高齢化の問題です。旧名瀬市内もそうですし、各集落でもそうですが、やはり高齢化が進んでいて、それに伴い、財産管理や空き家管理の問題が生じています。また、将来に争いを残さないように遺言書を残すことも必要な時代になっていると思います。

2つ目は、事業承継の問題です。少子高齢化や社会の変化に伴い、事業を承継するのかもしれないのかも含めて次の世代との関係での判断を迫られる会社が増えていきます。後継者に承継するにせよ、区切りをつけて廃業するにせよ、相続税なども関連してどのような対応をするのが適切なのか法的手続も含めて対応することが必要になっています。

の子にとってよいのかという視点だけではなく、共同親権の方がよいのではないかとという視点も加わるため、様々な事情が考慮される必要がありますし、共同親権者になった後にも意見が合わないなど親権を巡る対立が予想されますので、今後、家庭裁判所が担う役割及び負担はより大きくなるのではないかと思います。

3. これまで受けたご質問について

ご依頼者様からは共同親権になったらどうなるのかというご質問を受けることがあります。例えば、共同親権が導入される前に単独親権者を決めて離婚した場合に、共同親権導入後に共同親権に変更することができるかというものです。これについては、自動的に共同親権になるわけではありませんが、単独親権に不満がある親は、家庭裁判所に親権者変更の調停の申立てをすることによって共同親権への変更を求めることが可能とされています。

また、共同親権で子を監護する方の親が再婚し、再婚相手の子と養子縁組をした場合には、どうなるのかというご質問もありました。改正後の民法では、養親と養親と再婚



秋名集落アラセツ行所 ショチヨガマの櫓づくり
撮影者：和田知彦

3つ目は、専門訴訟への対応の問題です。建築訴訟、境界紛争、土地の地盤、船舶事故、ダイビング中の事故といった法律以外の専門的知識も必要な案件に対して対応できることが必要だと思います。また、今後、内地や海外からも資本が流入してくることを考えると、島ではこれまであまり見られなかったビジネスの仕組みや複雑な契約にも対応できるような知識や経験が必要になってくると思います。

当法人としては、奄美の支所で地域に近い関係で築いてきた経験と知見、そして大阪本店での業務で培ってきた経験と知見を合わせていくことで、奄美群島の皆さまに役立つ法律事務所でありたいと願っています。今後も、奄美が奄美らしく文化と伝統を守り受け継ぎながら未来に向けて発展していくよう力を尽くしてまいります。

した実親の共同親権になることが想定されています(改正後民法818条3項1号・2号)。ただし、養子縁組をする場合、子が15歳未満の場合には、子の法定代理人である親権者の承諾が必要となり、共同親権の場合には父母双方からの承諾が必要となります。そのため、再婚を快く思わない側から養子縁組に関して承諾を得られない可能性があります。このような場合には、家庭裁判所に申立てをし、父または母のどちらか一方の承諾で足りる旨の決定を求めることができます。

4. その他の変更点について

報道では共同親権が話題になっていますが、改正後の民法では、共同親権だけではなく、養育費債権に先取特権が付与され、債務名義がなくても差押えが可能になったり、父母の協議等による養育費の取り決めがない場合にも、養育費の請求が可能になったりします。また、父母以外の親族(祖父母等)と子との交流に関する規定が設けられるなどもあり、養育費及び面会交流についても、今後の実務が大きく変わるものと思われます。

残暑お見舞い申し上げます



頭に汗をかく？

中 小企業の事業継承は難しい。収益力の維持もさることながら、能力と人望を兼ね備えた後継者を得ることは、容易ではありません。無い物ねだりをしては仕方ありません。働いている方々にとって、「ここが私の居場所だ。ここに居れば学び成長できる。」と思える風通しの良い組織を創ることができれば、会社は発展し、持続させることができます。その際リーダーに求められるのは、誰もが物おじしないで発言できる環境を整えること。その為にはリーダー自身が他者の意見に耳を傾ける姿勢を示すことが大切です。「聴く力」を高めるためには、リーダー自身の感覚、常識、価値観が万人にとって正しいとは限らないし、偏っている可能性があることを考慮に入れて、「謙虚」に振る舞うことです。でも言うは易し、行うは難し。障壁は、うちなる自分（無意識の立ち居振る舞い）なのです。暑い夏、頭の汗もかきつつ、精進したいものです。ご自愛ください。

弁護士
津田 浩克



ちょこっと掃除にはまる

お 家がきれいな人は、毎日ちょっとの掃除をルーティン化している、と聞き、私も始めることに。毎朝、出勤前にちょこっと掃除を始めたところ、完全にはまってしまいました。当初は、洗濯ものをたたむ時にカーペットに掃除機をかける、洗顔をした後に洗面台を洗う、という「ながら」掃除でしたが、どんどんエスカレートして、毎朝、洗面台と台所の排水溝掃除、台所のシンクを洗い、ソファの裏の掃除、洗濯機と掃除機のゴミ取りまでしないと気が済まないように。まったくちょこっと掃除ではなくなり、それが負担になって、やめてしまいそう今日この頃です。

弁護士
石飛 優子



リフォーム

リ フォーム工事専門の業者さんをお願いし、自宅のリフォームをしました。私自身、建築関係の案件を担当することも多いため、少しはリフォームの知識がある気でしたものの、いざ自分をお願いする側になると、内装資材や設備のバリエーション、施工時の段取りや細部の仕上げ方など知らないことばかりで、とても新鮮で勉強になりました。壁面や天井のクロス一つにしても、ショールームで何百種類が展示されているのに圧倒され、選ぶのにも苦労しましたが、工事を経て、自分たちで選んだ色合いやデザインで建物の中が生まれ変わったのを見ると、とても感慨深いものがありました。

弁護士
杉田 峻介



平林弁護士を訪ねて

5 月にオランダを訪問し、国際刑事裁判所（ICC）やライデン大学の見学等をさせていただきました。初訪問して興味深く感じたことを少しだけご紹介させていただきます。ICCでは、中央アフリカ共和国の内戦に関するケースの証人尋問の傍聴をしました。まず、法廷の構造が日本と異なることに驚きました。ICCは、法廷が1階だとすると、傍聴席は2階にあります。つまり、傍聴人は、裁判官らを見下ろす形となります（日本では裁判官席が一番高い位置にあります）。また、法廷と傍聴席はガラスで区切られ、傍聴人は自席に備え付けのヘッドフォンから発言を聞くことができます。そして、傍聴席の前に幕が閉じ、まるで舞台を観劇し終えたかのように傍聴が終了しました。一方で、内容面では、検察官が裁判官から質問の仕方を変えるよう指摘され、「尋問あるある」は世界共通なのだと感じたのも面白い経験でした。

弁護士
中江 友紀



減る虫、増えるムシ

気 候変動で虫が激減している中、ムシが増える夜の電車の光景。席にバッグを置くマナームシ、優先座席の自己チュー、塾帰りの点取り虫…。突如隣の青年がアニメ本で横の男性をはたきだす。ヤクチューか？ 何か黒い影が向かいの若者のGパンに飛ぶ。「失礼！」と手を伸ばす。ゴマダラカミキリだ。幼いころ近所のイチジクの樹でよく獲ったなあと指で掴んでにやにや見つめていると、周囲が去って私の生息域が寂しく広がった。どうせならカミキレムシ（キャッシュレス）を拒めと腹の虫が収まらない。老いて絶滅危惧種になってもジムで体を鍛えてテントウ（転倒）無事に生きよう。まずは伸びたゴマダラ頭をヘアカット。まあ家に帰っても髪切り無視されるけど。

弁護士
池田 直樹



スマホの買い換え時

ス マホの買い替え時に悩んでいます。スマホの寿命は3から4年だそうですが、恐らくそれぐらいはもう使っているように思います。ただ、私が今使っているスマホの故障は、バッテリーがへたってきているわけでも、動作が遅くなっているわけでもなく、内カメラが白く曇るというものです。色々対処法を試しましたが、改善されませんでした。内カメラはそんなに使うものではないので、そこまで困らないのですが、なんとなく微妙な故障で、他方で、今のスマホは決して安くなく、どのスマホもそこまで目新しい機能が増えているわけではありません。とはいえ、少しだけ、スマホのDeX機能に興味があるので、買い替えようが少し悩んでいます。

弁護士
齊藤 優摩



新紙幣発行

今 年の7月3日に発行された新紙幣を入手して、それぞれの違いや旧紙幣との違いなどを見てみました。特筆すべき特徴としては、新たな偽造防止技術として、世界で初めて紙幣に導入された3Dホログラムかと思えます。新一万円札を動かしてみると、渋沢栄一の顔が動いて見えます。他には、新一万円札と新千円札の「1」の字体の違いがあげられます。一見ただけで見分けがつかないように、識別性を高めるための工夫のようです。その他にも、様々なユニバーサルデザインが導入されており、誰にでも使いやすい紙幣を目指すという意図が感じられます。キャッシュレス化が急速に進む中、新紙幣がどこまで浸透していくかに注目していきたいと思えます。

弁護士
池田 健人



餅投げ（餅まき）

先 日、元事務員さんの新居の餅投げに参加してきました。奄美支所のみなで行くと、既に子どもたちがたくさん集まっていた。奄美では、棟上げの際に餅投げをするお店やうちが多いようで、たまたま遭遇して参加するというのが何度かありました。また、元日に餅投げをする餅屋さんが近所にあり、この餅投げにも何年か連続で参加しています。餅投げで思い出すのは、幼少期に地元（兵庫県たつの市）の神社で行われる餅投げに毎年祖父と一緒にいったことです。怪我をしないように祖父にヘルメットをかぶせられて、餅を拾いに行き、戦利品（餅）を祖父と一緒に持って帰っていたのがよい思い出です。

弁護士
佐用 理紗



グランピング体験

私 の家族（妻以外に20代の娘と息子が各1名です）はインドア派で、家族でキャンプに出かけたことは過去に1度も無かったのですが、思い立って弊所顧問先様が阪南市で運営しているグランピング施設に家族で泊ってきました。自宅は堺市ですので、旅行というほどの移動もなく到着したのですが、閑空や大阪湾を眺められる気持ちのよい施設で、豪華なBBQとお酒でリラックスして過ごすことができました。帰りは佐野漁港の青空市場に寄り、新鮮な魚介を味わったうえで買物もして帰りました。泉州エリアは、自然と食べ物に恵まれたエリアです。週末の小旅行の選択肢になると思いますので、皆様も出かけてみてはいかがでしょうか。

弁護士
岩本 朗



ハラスメントセミナー

本 年より帝国データバンクの取引先企業様の従業員の方を対象としたハラスメントセミナーを行っています。子どもの友達のお父様（いわゆるパパ友）からのご紹介があって、このような機会を頂いています。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメントを中心テーマとして行っております。企業様が特に重視しているテーマのご要望を伺い、毎回カスタマイズをしながら行っています。準備はもちろんのこと、当日のセミナーも4時間程度と中々長時間になるので大変な部分もありますが、充実感をもって取り組ませていただいています。今後は扱うテーマを増やすことを計画しています。より多くの皆様にお話をできる機会が出来ればと考えています。

弁護士
黒田 祐史



ライ麦畑にて

5 月に自然栽培で育てたライ麦畑に行く機会がありました。学生のとき好きだった小説家、JDサリンジャーの『ライ麦畑でつかまえて』は青春小説の傑作と言われます。しかし、第二次世界大戦末期に兵士としてノルマンディー上陸作戦やホロコーストが行われた強制収容所の開放にも参加し、PTSDにも苦しんだ著者を知ってから読んだので、主人公の少年ホールデンの胸の痛みは、「思春期ゆえの」という言葉で片付けられない、何とも切ないものでした。農業も肥料も無しにすくすくと大人の背丈より高く育ったライ麦を見て、もし、この先に崖があり、遊んでいる子どもたちが落ちそうになったら、確かに助けてあげないといけないなと思いました。

弁護士
室谷 悠子



運動に必死

こ の仕事を始めてから運動量が著しく減ったので、時間を見つけてはジムに行き、またテニスにも積極的に参加しています。週2のジムと月1、2のテニス。ほどよく運動を入れた方が仕事も捗る（気がする）ので、このペースをキープしつつ、ベンチプレス100キロを夢見て頑張りたいと思います。

弁護士
吉川 叶



空海展

先 日、空海の生誕1250年を記念して奈良国立博物館で開催されていた「空海KUKAI-密教のルーツとマンダラ世界」に行ってきました。両界曼荼羅（高雄曼荼羅）や五智如来像坐像をはじめとする数多くの国宝や重要文化財が展示されており、その精巧さや美しさに感動するとともに、これらがこれまで受け継がれてきた1000年を超える時間の重みと、これまでに維持や保存のために関わってこられた多くの人々の思い（願い）の強さも感じました。マンダラの意味や密教の教えを正確に理解することは私には難しかったですが、日々の仕事からひと時離れ、歴史や文化・宗教を学ぶことで、とてもリフレッシュすることができました。

弁護士
原 正和



今年も半分が過ぎて

今 年は、これまでに取り組んだことがなかった新しい分野も含めて、弁護士としての知識と経験を広げることができるよう仕事に取り組みたいと考えています。また、私が奄美で理事をしている「一般社団法人NEDI（ネディ）」(<https://amami-nedi.com/>)も2年目を迎えて、今年は地域の皆さまとのつながり、そして島外とのつながりを生かした活動をしていきたいと考えています。仕事にしても、日々の活動にしても、自分一人では限られていますので、周りの方々の力を借りて、自分自身の学びの機会にもしながら、一日一日を過ごすことができると思うこの頃です。

弁護士
和田 知彦



海外で学ぶ経験を

3 年間の留学生生活を終え、日本に帰国しました。アメリカ、オランダと二つの大学院で学び、国際刑事裁判所で客員専門家として働きました。日本で教育を受けてきた私には大変な面も多々ありましたが、他方でお金では代えがたい貴重な経験をすることができました。私自身の経験を踏まえ、多くのより若い世代に海外に出て学び、活躍してほしいと強く思っていますが、現在のドルの円に対する価値は私が渡米した3年前と比較するとおよそ1.5倍になりました。この行き過ぎた円安の状況では、留学は容易ではありません。海外で学びたいと希望する子どもを含む若い世代が、金銭的なことを理由に留学の夢を諦めることがないような方策が必要だと思います。

弁護士
平林 佳江子



1年生

昨 年12月に弁護士となり、早くも半年以上が過ぎました。数々の事件に携わらせていただき、勉強の日々を送っています。弁護士登録直後に判明した妻の妊娠も、弁護士生活が進むのと共に着々と進んでおり、出産予定日まで約1ヶ月の時期になりました（執筆当時）。人生勉強とはよく言ったもので、弁護士としても、父としても、まだまだ知らないことだらけで、勉強が足りないなと反省しています。弁護士としても、父としても、1年生ですが、クライアントの心に寄り添い誠実に生きていきたいと思えます。

弁護士
永田 駿

パートナー就任のご挨拶

弁護士 和田知彦

2024年7月から、パートナー（社員弁護士）に就任いたしました。

弁護士になってからこれまで、東京、奄美、大阪と異なる地域で活動し、関わらせていただいたそれぞれの案件を通じて貴重な経験を積ませていただきました。

振り返ってみると、思い出深い案件が沢山あります

が、やはり重要だと思うのは、事案に関して調査と検討をすることではないかと思います。改めて、初心に立ち返って、学ぼうとする姿勢を忘れないように仕事に取り組んでいきたいと思っています。

これまでの仕事を振り返って、あの人は元気になっていらっしゃるだろうかと思返すこともありますし、個人的な交流が続いている方々もいらっしゃいます。この仕事を通じて、関わらせていただいた方々が、新たな歩みへと進むことの後押しが少しでもできたのであれば、これに勝る喜びは無いと思います。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



大学野球部の 新入部員向けセミナー

弁護士 原 正和

本年6月、以前から関わらせて頂いている大学野球連盟主催の新入部員向けセミナーにおいて、約300名の学生さんたち向けに、「大きな過ちを犯さないために気をつけるべきこと」と題して話をさせて頂きました。

高校を出て大学生になると、一気に行動範囲が広がります。アルバイトも出来るようになり、自由に使えるお金が増えます。法律上も、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことで、大学生は大人として扱われることとなります。

このように行動範囲が飛躍的に広がる反面、自らの行動について、これまで以上に自分自身で責任を取らなければなりません。責任とは、法律上の責任だけではなく、社会的な責任も含まれます。



大学生、特に大学生になったばかりの学生の多くは、自身を取り巻くこのような環境の激変を十分に理解できていないか、十分な

知識を与えられていないのではないかと考えられます。最近ニュースで大きく取り上げられた某大学のサークルの学生たちが旅館で起こした迷惑行為ないし犯罪行為がその一例ですが、それ以外にも、学生によるこの種の行為に関するニュースは日々耳にします。

そこで、今回のセミナーでは、主に、薬物犯罪、SNS、飲酒の問題を中心に、学生が被告人あるいは被告となった直近の裁判事例を複数紹介しつつ、身の回りに潜む誘惑と、その誘惑に負けた場合に自らが負わなければならない社会的責任（停学、退学など）と刑事責任、軽い気持ちで行ったことが思わぬ事態や結果を引き起こすおそれがあること（名誉毀損、信用毀損、業務妨害など）、お酒が持つメリットとデメリット・危険性、未成年飲酒に対してはスポーツ団体・連盟や大学が厳しい態度で臨むこと（連帯責任や社会的責任については色々な考え方がありますが、一般的には、未成年飲酒に対しては、部そのものに対する処分が課される傾向にあること）、自分自身を守るためだけでなく、チームメイトや野球部を守るため、また、大好きな野球を続けられなくなるようにするため、自分は大人として社会の一員であることを自覚して行動する必要があることなどを話しました。

私が大学生であったときは、薬物は今ほど手軽に入手できる状況ではありませんでしたし、SNSもほぼ存在しませんでしたので、今の学生たちは、なかなか難しい状況にあるなと思いますが、私の話が少しでも学生さんたちの今後の行動に良い影響を与えることを願っております。

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

弁護士 池田直樹

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて

9年間務めたJELFの理事長職を交代しました。この間、日常生活の中で気候変動を痛感するようになってしまいました。熱中症予防のためのエアコンの電力

消費で石炭をますます燃やして事態を悪化させているのは皮肉なことです。このままでは特に若者や子どもの人権侵害が深刻化していきます。10月3日の日弁連人権擁護大会シンポジウム（名古屋）では、担当委員長として「人権保護としての再生可能エネルギー選択」を議論します（一般参加・ウェブ視聴可）。